

令和 8 年度

学校危機管理マニュアル

小平市立小平第二中学校

目 次

Ⅰ	基本的な考え方	
Ⅰ	学校の危機管理の基本的な考え方	Ⅰ
Ⅱ	学校安全計画	Ⅰ～Ⅱ
Ⅲ	不審者侵入に対する危機管理	Ⅲ～Ⅴ
Ⅳ	不審者の徘徊・侵入への対応	Ⅵ
Ⅴ	非常ベルが鳴った際の行動	Ⅶ
Ⅱ	消防計画	
第Ⅰ章	総則	Ⅷ
第Ⅱ章	予防管理対策	Ⅸ
第Ⅲ章	火災予防措置	Ⅸ
第Ⅳ章	自営消防活動	Ⅸ
第Ⅴ章	防災教育及び訓練（管理組織表）	Ⅹ～Ⅺ
Ⅲ	地震防災計画	
第Ⅵ章	地震発生時の基本方針	Ⅻ～Ⅼ
第Ⅶ章	震災発生に備えるための対応	Ⅼ
第Ⅷ章	避難所施設対応基本方針	Ⅽ
第Ⅸ章	学校教育活動再開に向けた取組	Ⅾ
Ⅳ	落雷発生時の対応	Ⅿ
Ⅴ	高温時（熱中症）の対応	Ⅿ
Ⅵ	野生動物に関する対応	ⅰ
Ⅶ	保健室利用の手引き	ⅱ～ⅲ
Ⅷ	日本スポーツセンター災害共済給付制度	ⅳ
Ⅸ	緊急を要する時の対応・校内体制	ⅲ～ⅳ
Ⅹ	アナフィラキシーショック時の対応	ⅳ

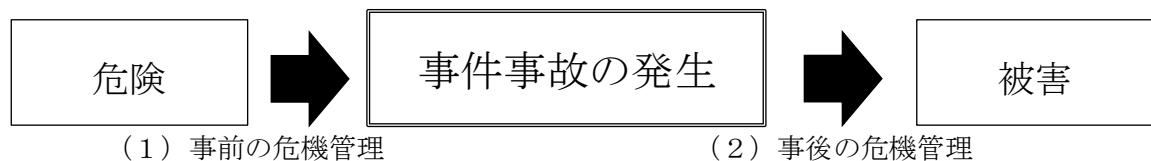
1 基本的な考え方

I 学校の危機管理の基本的考え方

学校は、生徒が安心して学ぶことができる「安全な場所」でなければならない。しかし、学校現場で生徒の安全を脅かす事件・事故が発生している現状がある。

そのような事件・事故に備えて、学校において迅速かつ確実な「危機管理体制」を確立しておく必要がある。

危機管理は、事前の危機管理と事後の危機管理があり、下図のようになる。



(1) 事前の危機管理

- ①地震・火事・落雷・台風・高温等などの自然災害
- ②不審者侵入・弾道ミサイル・野生動物などの事件・事故
- ③食中毒などの感染症
- ④授業・課外活動などの事故
- ⑤交通事故

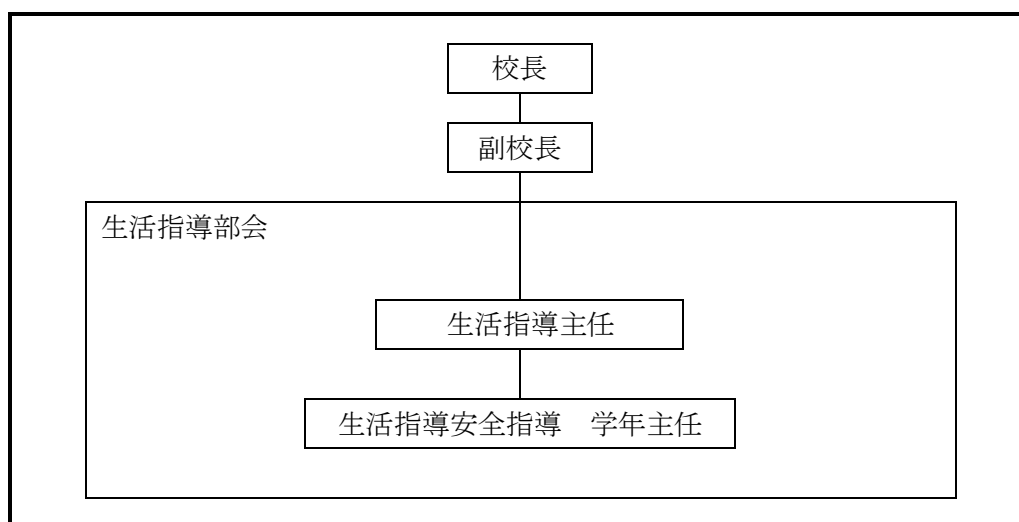
II 学校安全計画

学校安全計画		
安全教育に関する事項	安全管理に関する事項	安全に関する組織活動
学校の危機管理の内容		
①計画的かつ持続的な教育活動		
②施設整備の充実		
③学校体制づくり		

(1) 危機管理の進め方

- ①校長・副校長・生活指導主任を中心にして、危機管理体制を確立する。
- ②家庭・地域との連携を図り、協力体制をつくる。
- ③危機管理マニュアルに即した対応と教職員の危機管理意識の向上を図る。
- ④地域関係諸機関と連携した効果的な指導方法を確立する。

(2) 学校安全教育委員会



防犯組織（外部からの不審者への対応）

係名	担当者	緊急時の任務	備考
本部	校長 副校長 生活指導主任	1 状況把握 2 活動上必要な命令 3 警察等との連携	状況を確認した後、通報・避難・初期対応の指示。 ※職員室にいる教職員で第一対応
通報・連絡	管理職 生活指導主任	1 警察署等への通報 2 校内緊急放送 3 情報収集と連絡	非常通報体制 非常110番 別紙マニュアル参照
避難・誘導	学級担任 授業者	1 生徒の安全確保 2 生徒の避難誘導	非常放送が入った場合、生徒の安全確保を第一に考える。
初期対応	生活指導部 男性職員	1 不審者への対応 2 連絡通報	さすまたを持って、現場へ急行。必ず複数体制で行う。
救助	養護教諭 保健担当	1 けが人への対応 2 救急車の要請	非常放送と緊急連絡により、けがや救急車等の対応を行う。

非常放送の内容

第一放送		
「いとう先生」	「〇〇にお客様がお見えです」	「至急お越してください」
→緊急対応の必要性を認識	→不審者の居場所	→職員室で状況を確認
第二放送		
「緊急体制。緊急体制。生徒の安全を確保してください・」		
①生徒の安全を考えて、もし不審者が教室に入って来ようとした場合は、教室では机・イス等でバリケードを作って、侵入を食い止める。		
②校舎外に避難するときは、放送の指示を受けて、まとまって移動する。		

Ⅲ 学校への不審者侵入に対する危機管理体制の整備

(1) 基本的な考え方

①不審者侵入に対する危機管理

前項で述べたように、本書でいう学校における「危機管理」は、事前の危機管理（リスクマネジメント）と事後の危機管理（クライシスマネジメント）との両方をあわせて考えている。このことを踏まえて、ここでは不審者侵入に対する危機管理について、次の3つの視点でとらえることにする。

ア 不審者侵入を未然に防ぐ危機管理

第一に、不審者の侵入を未然に防ぐための危機管理である。学校内への不審者の侵入を防ぎ、生徒や教職員等の安全を脅かす事態が生じないよう、対策を講じなければならない。

イ 事件発生直後の危機管理

第二に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、事件発生直後に行う危機管理である。侵入した不審者から、生徒や教職員等の安全を守り、速やかな状況把握と救急・救命・被害の拡大防止・軽減を行うための対策を講じなければならない。

ウ 侵入者退去後・逮捕後の危機管理

第三に、万が一不審者侵入事件が発生した場合において、侵入者が退去した後、または逮捕された後に行う危機管理である。事態の收拾や、内外からの問い合わせに対応するとともに、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じなければならない。

そして、これらの危機管理を確実に、かつ効果的に行うためには、日常における準備・訓練、教育・啓発活動等を充実・徹底するための対策を講じなければならない。

②学校への不審者侵入に対する危機管理体制

学校への不審者侵入に対する危機管理体制とは、①で挙げたア～ウの3つの視点を達成するために、以下の2点について有効に機能するような体制を構築することである。

① 学校内における迅速・的確な連携・対処

② 学校と家庭・地域及び関係機関・団体との有能的・協力的な関係

(2) 基本的な考え方

①危機管理体制を整備するための心構え

(1)で述べたような危機管理体制の整備を図るためには、教育委員会、学校、PTA、保護者、地域住民、地域の関係機関・団体等が、それぞれの特性を認識しながら協力し、期待される役割を果たすことができるような関係を構築することが重要である。

②学校及び関係機関・団体等に期待される役割

学校への不審者侵入に対する危機管理体制について、学校及び関係機関・団体等に期待される役割の一例については、表1にまとめた。

表 1 学校への不審者侵入に対する危機管理体制に関わる諸機関の役割の一例

機関	役割
学校	○生徒、教職員等の安全確保 ○学校施設設備・通学路の点検・事後措置 ○安全教育（防犯教育）の推進、教職員に対する研修 ○不審者への対応方法等の検討 ○教職員、生徒、保護者等への危機意識の啓発 ○学校安全及び不審者に関する情報の整理・管理
PTA、保護者等	○生徒への安全指導 ○通学路の安全点検・通学時の安全指導 ○パトロール ○不審者の情報提供 ○事件・事故発生時における保護者間の支援・協力 ○事件・事故に関する学校への要望・意見の提示・集約
地域	○不審者の情報提供 ○パトロール ○事件・事故発生時の避難場所の提供（子ども 110 番の家など） ○事件・事故発生時の安全確保と通報（登下校時、校外学習時など）
教育委員会	○学校への支援 ○危機管理に関する指導・助言 ○情報収集・整理・提供 ○必要に応じた警備員など ○心のケアの支援・専門家などの派遣 ○教職員の資質向上 ○危機管理専門家（教職員）の育成 ○関係機関・団体との連絡・調整 ○地域住民への啓発活動 ○施設設備の整備
警察	○不審者の情報提供 ○パトロール ○防犯訓練、防犯啓発活動、防犯教室等への指導・助言 ○不審者の保護・逮捕 ○危険物への対応
消防	○救急処置 ○病院への搬送 ○消火活動 ○危険物への対応
医療機関	○治療・カウンセリング ○学校の保健指導・衛生管理への指導・助言
近接する学校	○不審者の情報提供 ○他校への支援

③学校の危機管理体制構築のための留意点

学校の危機管理体制を構築するに当たっては、次の点に留意することが望まれる。

ア 学校、地域、関係機関・団体等の特性や実態に即したものとする。

イ 生徒の安全確保を最優先に考える。

ウ 校長、副校長、役割を担っている教員が不在の場合でも対応できるようなものにする。

エ 多様な事態にも柔軟に対応できるように工夫する。

また、これらの体制が有効に機能するように、学校内はもちろんのこと、地域や関係機関・団体等とも活発な情報交換を行って、共通理解を図ることが求められる。

(3) 状況・事態に応じた危機管理体制整備への取組

①日常の取組を行う体制づくり

日常において、以下のような体制の整備が必要である。

ア 学校独自の「危機管理マニュアル」の作成・運用

各学校で独自の「危機管理マニュアル」を作成し、運用するための体制・整備が必要である。マニュアルの作成に当たっては、次の点に留意することが必要であるといえる。

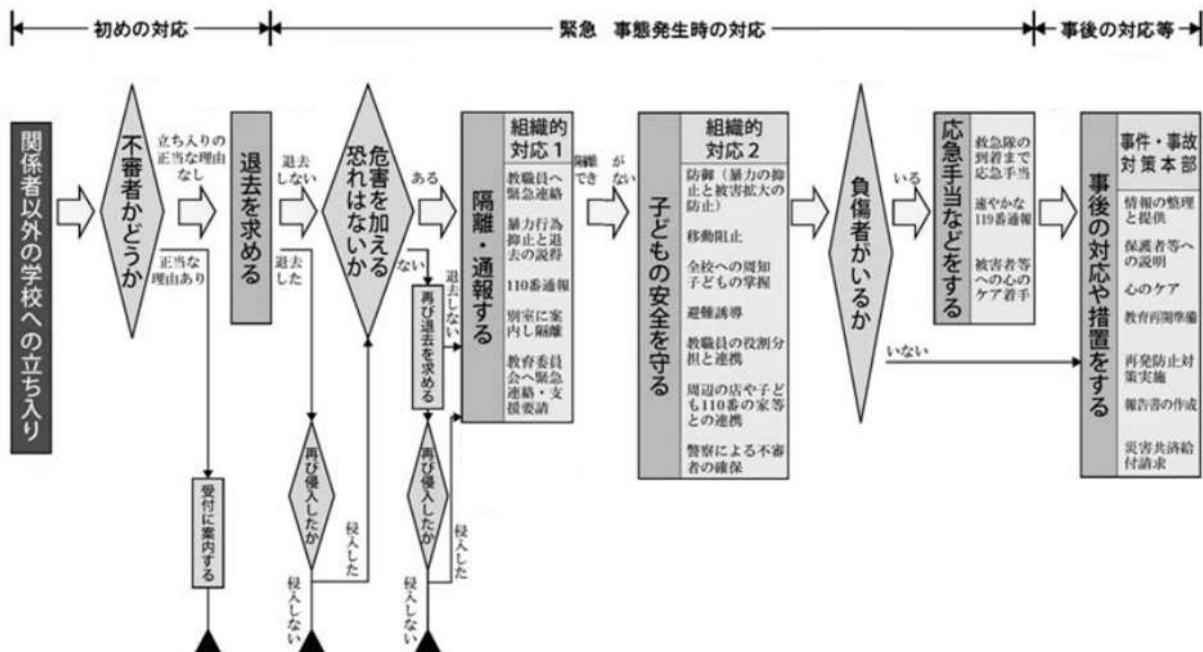
○文部科学省、各自治体が作成したマニュアル等を参考にする。

○警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。

○各学校の特性・実態に応じたものとする。

○具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

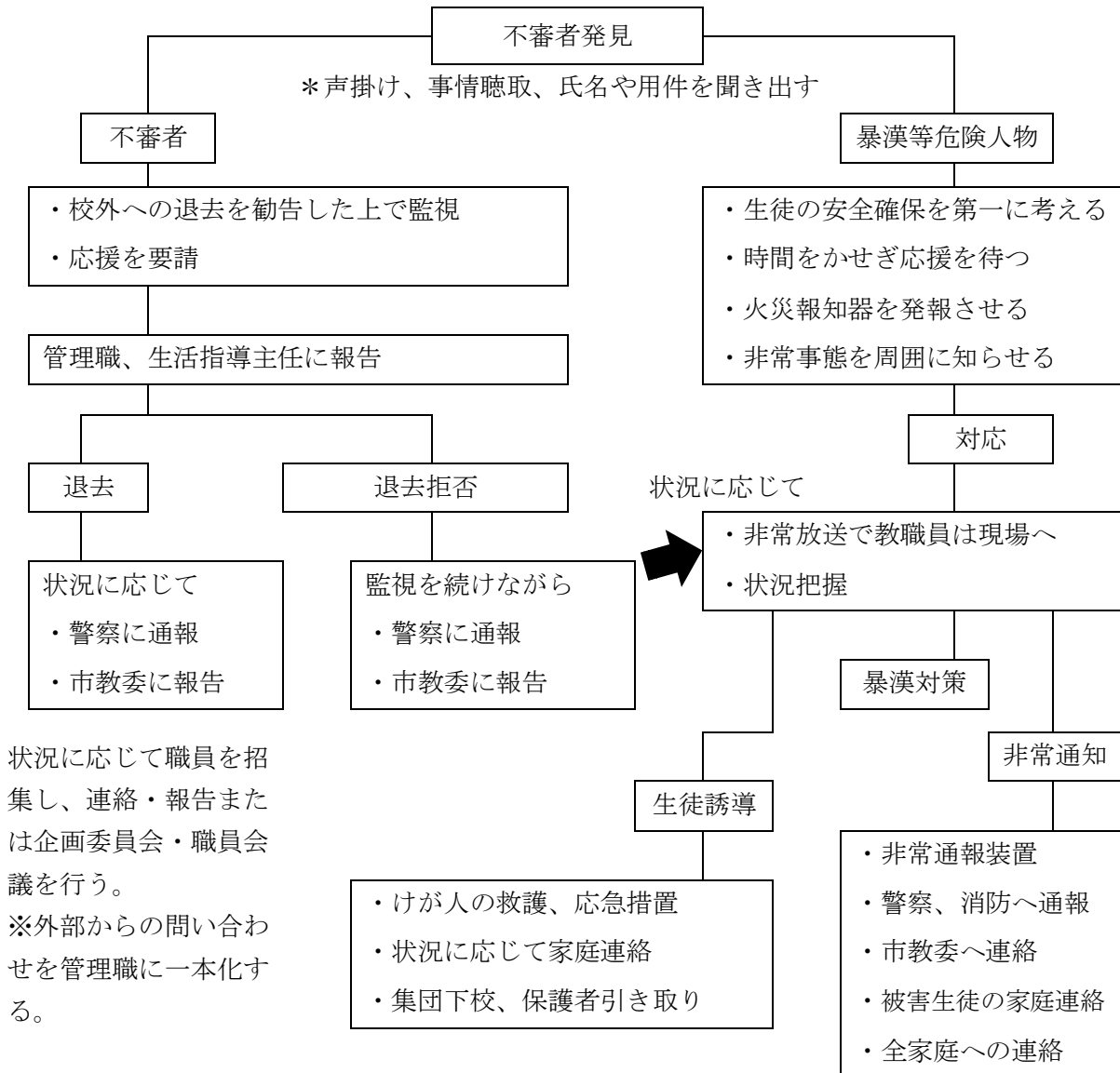
マニュアルが有効に機能するように訓練や点検を継続的に行うことが必要である。



IV 不審者の徘徊、侵入への対応

《対応の留意点》

- ①不審者を見かけたら、状況に応じて初期対応すると同時に、できるだけ早く他の教職員へ連絡する。生徒にも日頃から連絡することを指導・徹底しておく。
- ②生徒の安全確保を第一に考える。必ず複数で分担・連携して対応する。
- ③声掛けや事情聴取の際は、相手を刺激せず、興奮させない口調で行う。
- ④暴漢者への対応は、向かっていくのではなく、間合いをとり時間をかせぐ。
- ⑤警察への連絡、非常ベルの作動などを躊躇しない。
- ⑥教職員は生徒の側を離れず、生徒を暴漢者から遠ざけることを常に留意する。



☆関係機関の連絡先

○小平警察署	(042-) 343-0110
○小平消防署	341-0119
○小平児童相談所	467-3711
○小平市教育相談室	343-9411
○昭和病院（救急総合）	461-0052
○小平市学務課	346-9571

V 非常ベルが鳴った際の行動

(1) 火災表示機（職員室・事務室）で場所を確認する



※職員室内 中央廊下側

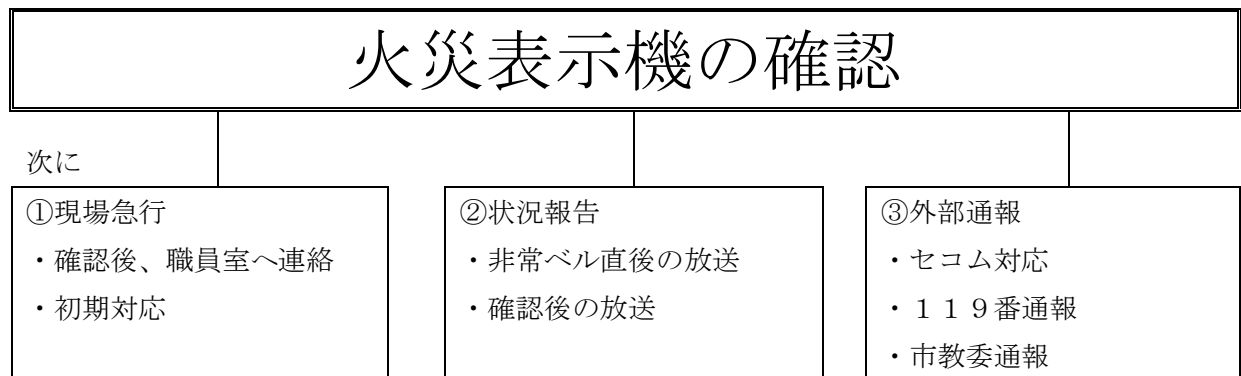
(2) 放送により火災表示機でランプのついた場所を知らせる

「現在確認中であるため、生徒は静かに指示があるまで待機しなさい」と伝える。

(3) 確認後、適切な指示をする

管理職がいない場合は主幹教諭・生活指導主任など職員室にいる教員が適切に役割分担をして放送連絡、現場確認、消防署等への連絡を行う。

非常ベルが鳴ったら



職員室での対応

①現場の状況を確認し、職員室に連絡する。

②火災表示機で確認したことを校内放送で伝える。

「△△校舎●階の□□で火災表示がありました。現在確認中です。」

「生徒は静かに指示があるまで待機しなさい」

③外部通報（セコムから通報あり→現状を知らせる）

その他、消防署・市教委関係通報など

2 消防計画

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この計画は、小平市立小平第二中学校(以下「本校」という)における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は本校に在籍する生徒及び勤務する教職員等すべてに適用する。

(管理権原者の責任及び防火管理責任者の業務)

第 3 条 校長を管理権原者、副校長を防火管理責任者とする。

管理権原者の責任は、次のとおりとする。

- ① 管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任をもつものとする。
- ② 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修するものとする。
- ③ 管理権原者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の本校における自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

防火管理責任者の業務は、次のとおりとする。

- ① 消防計画の作成及び変更
- ② 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- ③ 建物、火気使用設備器具、電気設備等の自主点検検査の実施とその指導監督
- ④ 消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- ⑤ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- ⑥ 収容人員の把握と安全管理
- ⑦ 管理権原者に対する提案及び報告
- ⑧ 火元責任者に対する指導監督
- ⑨ 生徒、教職員等に対する防火・防災教育の実施
- ⑩ 消防設備等の法的点検の立ち会い
- ⑪ 防災管理の法定点検の立会い
- ⑫ その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第 4 条 防火管理責任者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- ① 消防計画の提出
- ② 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- ③ 消防用設備等の点検結果及び防火対象物定期点検の報告
- ④ 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- ⑤ その他防火管理について必要な事項

(防火管理委員会の組織)

第 5 条 防火管理委員会(別表 1)を設置して、業務の適正な運営にあたる。委員会は、校長(委員長)、副校長(副委員長)以下全教職員をもって構成する。委員長がこれを委嘱する。委員会は必要に応じて委員長が招集する。生活指導主任がこれを進行する。

(防火管理委員会の任務)

第 6 条 防火管理委員会は、次のことを検討し、実施する。

- ① 防火計画の検討と実施
- ② 自衛消防訓練の立案と実施
- ③ 消防用設備等の点検
- ④ 防災教育の計画作成と実施

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第 7 条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理責任者の元に火元責任者をおく。
火元責任者は予防管理組織表（別表 3）に示された場所の消防用設備の適正な管理にあたる。

(火元責任者の業務)

第 8 条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- ② 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- ③ 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- ④ 担当区域内の避難口、通路、防火戸及び防火シャッター等の維持管理
- ⑤ 消防用設備等の点検と防火管理責任者への結果報告
- ⑥ 建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の点検と防火管理責任者への結果報告
- ⑦ 防火管理責任者の補佐

(不備欠陥等の整備)

第 9 条 防火管理責任者は、各種結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画を立て速やかに改修するとともに管理権原者に報告するものとする。

第3章 火災予防措置

(自主検査・消防用設備の点検基準)

第 10 条 火災予防のための自主検査・消防用設備の点検基準（別表 4）を定める。

(防火管理責任者への連絡事項)

第 11 条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理責任者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- ① 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- ② 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- ③ 改装、模様替え等を行うとき
- ④ その他防火管理上必要な事項

(教職員等の遵守事項)

第 12 条 本校に勤務する教職員等は、各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 避難階段、通路等には、避難上支障となる物品を置かないこと
- ② 消防用設備等の周辺は、その機能を阻害しないこと
- ③ 火災を発見した場合は、消防機関（119 番）に通報するとともに防火管理責任者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること
- ④ 校地内は禁煙なので、喫煙はしないこと

(火気使用時の遵守事項)

第 13 条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 給食室、調理室、理科室等火気を使用する場所は、常に整理整頓しておくこと
- ② 火気使用設備器具は、使用前後には必ず点検を行い安全を確認すること
- ③ 工事を行うものは、火気管理について防火管理責任者の指示を受けること

第4章 自衛消防活動対策

(防災組織)

第 14 条 防火管理委員会は、防災組織表（別表 2）に基づき、各係の担当者を確認し、避難訓練をとおりして実際に運用できるようにしておく。

(避難経路図等)

第 15 条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、教職員等を通じて生徒全員に周知徹底しなければならない。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育及び訓練の内容)

第16条 防火管理責任者は、次のような内容の防災教育及び訓練を行うものとする。

防災教育

- ① 消防計画の周知徹底
- ② 火災予防上の遵守事項
- ③ 教職員等の任務及び責任の周知徹底
- ④ 震災対策に関する基本的事項
- ⑤ その他の火災予防上必要な事項
- ⑥ ①～⑤に基づく、生徒への安全教育の徹底

訓練

- ① 消火、通報、避難誘導の訓練を連帯して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。
- ② 消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
- ③ 消防機関（119）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
- ④ 避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

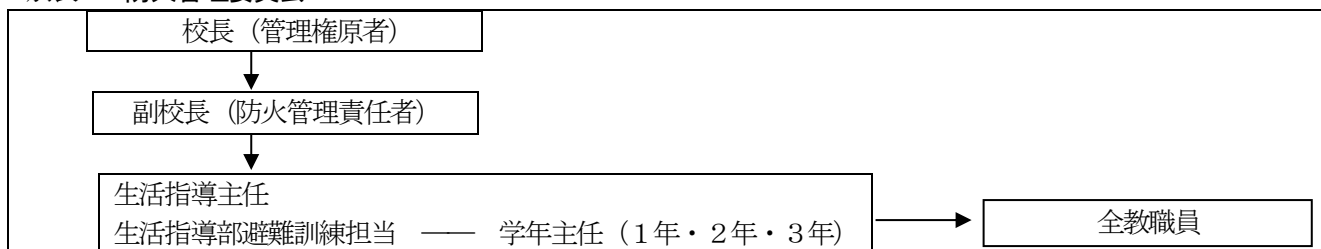
(訓練の実施報告)

第17条 防火管理責任者は、自衛消防訓練を実施した場合は自衛消防訓練通知書により、小平消防局長に報告するものとする。

補則

第1章～第5章までは地震防災計画にも適用される。

別表1 防火管理委員会



別表2 防災組織

係 名		担 当	緊急時（火災）の任務	地震時の任務
本部	隊長 副隊長	校 長 副校長	1 状況把握、避難の決定 2 活動上必要な指揮命令 3 消防署（隊）との連携	左に同じ
	指揮	生活指導主任	1 隊長・副隊長の補佐 2 生徒指導の指揮	
通報・連絡		副校長	1 隊長命令による消防車への通報 2 校内緊急放送	左に同じ
		事務主事	1 情報収集と連絡	
避難・誘導		学級担任 教科担任（授業者）	1 生徒の安全な避難誘導・人員把握 2 避難後の事故防止	1－2は同じ 3 火気の始末
安全・救助		生活指導部①	1 防火扉・シャッター閉鎖 2 不明生徒の搜索 3 残留者の救出	1－3は同じ 4 非常口確保
消 火		生活指導部② 技能主事	1 初期消火・消化器・屋内消火栓	火災のない場合は安全・救助に協力
搬 出		教務部 教務主任・事務主事	1 非常持ち出しの搬出・管理	左に同じ
救 護		養護教諭 他の職員	1 負傷者の応急手当 2 救急車の要請・救急隊への協力	左に同じ

別表3 予防管理組織表 令和8年度

防火管理責任者 副校長 山福 義明

北校舎	室名	火元責任者	責任者氏名
1階	第1家庭科室(調理室)・準備室	家庭科主任	堀 奈央
	第1技術室(木工室)・準備室	技術科主任	佐藤秀介
	第2技術室(金工室)・準備室	技術科主任	佐藤秀介
	すみれルーム・ふれあいルーム	特支コーディネーター	草場有希子
2階	第2家庭科室(被服室)・準備室	家庭科主任	堀 奈央
	S組職員室・個別学習室	S組主任	与島圭介
	S組教室	S組担任	1S教室 与島圭介
			2S教室 与島圭介
3階	第1音楽室・準備室	音楽科主任	新田紗代
	第2音楽室・準備室	音楽科主任	新田紗代
	普通教室	学級担任	1C教室 草場有希子
			1D教室 宮川優太
			1E教室 鈴木誠則
4階	普通教室	学級担任	1A教室 高橋夏美
			1B教室 高寺 徹
			北学習室 鈴木誠則
	パソコン室・準備室	情報・視聴覚教育担当	佐藤秀介

南校舎	室名	火元責任者	責任者氏名
1階	技能主事室	副校長	山福義明
	事務室	事務主任	石田博恵
	校長室	校長	伊藤克行
	スクールカウンセラー室	副校長	山福義明
	用品倉庫	事務主事	石田博恵
	一橋学級	副校長	山福義明
	G組普通教室	G組担任	G1教室 三瓶順一郎
			G2教室 佐藤 麗
			G3教室 大重裕嵩
	G組特別教室	G組主任	G美術室 三瓶順一郎
			G家庭科室 佐藤 麗
			G音楽室 峰野愛子
	G組職員室	G組主任	峰野愛子
2階	保健室	保健主任	島貫梨奈
	多目的室	副校長	山福義明
	職員室	副校長	山福義明
	放送室	放送担当	戸島美圭
	更衣室	副校長	山福義明
	美術室・準備室	美術科主任	菊池藍子
	普通教室	学級担任	3C教室 佐藤秀介
			3D教室 戸島美圭
			3E教室 布内聡司
	第1理科室・準備室	理科主任	中村一貴
3階	普通教室	学級担任	3A教室 中村亜紀
			3B教室 宮代友輝
	3階南学習室	3年英語科	宮代友輝
	PTA室	副校長	山福義明
	教材室	教務主任	石田拓海
	普通教室	学級担任	2D教室 加澤大季
			2E教室 阿部樹弥
4階	第2理科室・準備室	理科主任	中村一貴
	生徒会室	生徒会担当	中村一貴
	図書室	司書教諭	中田明日香
	普通教室	学級担任	2A教室 中村一貴
			2B教室 岸賢司朗
			2C教室 堀 奈央
	4階南学習室	2年英語科	加澤大季

体育棟	室名	火元責任者	責任者氏名
	体育館・教官室他	保健体育科主任	高橋夏美
	更衣室	保健体育科主任	高橋夏美
	体育倉庫	保健体育科主任	高橋夏美
	プール・機械室	保健体育科主任	高橋夏美

3 地震防災計画

第6章 地震発生時の基本方針

(生徒在校時の教職員の行動)

第 19 条 生徒が在校時に震度 5 強以上の地震が発生した場合は、以下のようにする。

- ① 副校長の放送によって、生徒は教室等で身の安全を守らせる。

副校長 → 各教科担任

- ② 初めの揺れが収まったら、副校長の放送によって、全校生徒を校庭もしくは体育館に避難させる。教科担任及び職員室にいる教職員は、出席簿を持っていく。

副校長 → 各教科担任

- ③ 校庭もしくは体育館で、出席簿を使い学級ごとに生徒の安否を確認する。

学級担任 → 学年主任 → 教務主任 → 副校長

- ④ 負傷者の救出及び応急手当などをする。

緊急対応(複数教員) → 養護教諭(報告) → 副校長 → 校長

- ⑤ 状況確認、安全確認をして今後の対策について方針を決定する。

教務主任、生活指導主任、副校長(情報収集) → 校長 → 方針決定

↓

生徒 ← 学級担任 ← 学年主任

- ⑥ 総合的な状況を確認し、被災状況、負傷者等の状況、避難方針について市教育委員会に報告する。

校長 → 市教育委員会

- ⑦ 校長が決定した方針に従って、生徒の避難を開始する

(1) 生徒は、校内の安全な場所(教室、体育館)に待機させ、保護者の引き取りがあるまで安全に確保しておく。

(2) 保護者の引き取りが困難な場合は、状況に応じて午後 7 時をめぐり、予め決めている生徒緊急待避場所に生徒を送り、その保護者等に預ける。

- ⑧ 校長は避難場所となる場合の対応を始めるように指示を出す。(第 7 章へ)

(一部の生徒が在校時の教職員の行動)

第 20 条 登校時や下校後など、一部の生徒が在校時に震度 5 強以上の地震が発生した場合は、以下のようにする。

- ① 副校長の放送によって、生徒は教室等で身の安全を守らせる。また、教職員は安全を確認して、火元責任の教室等に行き、生徒の安全の確保をする。この際、火元責任箇所のない教職員等は、手分けをして校舎内の点検をする。

副校長 → 生徒 教職員等

- ② 初めの揺れが収まったら、副校長の放送によって、在校している全生徒を校庭もしくは体育館に避難させる。教職員は、火元責任の教室等に行き、残留生徒がいないか確認する。火元責任箇所のない教職員等は、手分けをして校舎内に残留生徒がいないことを確認する。生活指導主任、教務主任、学年主任はすみやかに生徒避難場所に向かい、名簿等で在校生徒の安全を確認する。

副校長 → 教職員等

学年主任 → 教務主任または生活指導主任 → 副校長 → 校長

- ③ 登校してくる生徒または下校途中の生徒の安全確認のため、手分けをして通学路の確認をする。また、登校時は、校門に教職員等が立ち、登校してくる生徒を安全な場所に待機させ、安全確認後、在校生徒の避難場所に移動させる。

学級担任 → 学年主任 → 生活指導主任 → 副校長

- ④ 負傷者の救出及び応急手当などをする。

緊急対応(複数教員) → 養護教諭(報告) → 副校長 → 校長

- ⑤ 状況確認、安全確認をして今後の対策について方針を決定する。
教務主任、生活指導主任、副校長（情報収集）→ 校長 → 方針決定



生徒 ← 学年の教職員 ← 学年主任

- ⑥ 総合的な状況を確認し、被災状況、負傷者等の状況、避難方針について市教育委員会に報告する。
校長 → 市教育委員会
- ⑦ 校長が決定した方針に従って、生徒の避難を開始する。
- (1) 通学路の大きな危険がないと判断した場合、同じ方向の生徒を集め、自宅への集団下校を開始する。
- (2) 交通機関の不通などで下校が困難な生徒、障害等で通常とは違う下校が著しく困難な生徒及び通学路の大きな危険があると判断される方向に下校する生徒は、校内の安全な場所に待機させ、保護者の引き取りがあるまで安全に確保しておく。
- (3) 保護者の引き取りが困難な場合は、状況に応じて午後 7 時をめぐり、予め決めている生徒緊急待避場所に生徒を送り、その保護者等に預ける。
- ⑧ 校長は避難場所となる場合の対応を始めるように指示を出す。（第 7 章へ）

（夜間、休日等、勤務時間外の教職員の行動）

第 21 条 夜間、休日等、勤務時間外に震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、以下のようにする。

- ① 警備員がいる時間帯の場合は、校長、副校長が通信手段を利用し、警備員と連絡を取り、状況の確認をする。
- ② 予め決めた第一次出動教員（校長、副校長、生活指導主任）が、直ちに学校へ向かい、臨時的に本部長を代行し、緊急対応をする。なお、休日等で部活動顧問等がいる場合は、臨時的に本部長を代行し、緊急対応をする。
- ③ 校長、副校長は、直ちに学校に向かい、到着次第、指揮をとる。
- ④ 校長または副校長は、集まった教職員等に指示を出し、次の順に対応する。
- (1) 校内にいる生徒を安全な場所に集め、人員の確認をし、負傷状況に応じて可能な限り対応する。
- (2) 校内の被害状況を調べ、危険箇所への進入ができないように立ち入り禁止の措置を取る。
- (3) 通学路の大きな危険がないと判断した場合、同じ方向の生徒を集め、自宅への集団下校を開始する。
- (4) 交通機関の不通などで下校が困難な生徒、障害等で通常とは違う下校が著しく困難な生徒及び通学路の大きな危険があると判断される方向に下校する生徒は、校内の安全な場所に待機させ、保護者の引き取りがあるまで安全に確保しておく。
- (5) 保護者の引き取りが困難な場合は、状況に応じて午後 7 時をめぐり、予め決めている生徒緊急待避場所に生徒を送り、その保護者等に預ける。
- (6) 避難場所となる場合の対応を始めるように指示を出す。（第 7 章へ）

第 7 章 震災発生に備えるための対応

（防災訓練）

第 22 条 防災管理責任者（副校長）は、生活指導主任に命じて、年間避難訓練計画の中に震災発生を想定した訓練を入れさせる。なお、そのうちの 1 回は地域、保護者などと連携して行うものとする。

（防災訓練の目的）

第 23 条 生活指導主任は、訓練を通じて生徒に震災発生時の具体的かつ想定される様々な条件下での安全確保の方法について指導する。

（警戒宣言発令を想定した訓練）

第 24 条 大規模地震対策特別措置法に基づいた警戒宣言の発令を想定した訓練は必要に応じて実施する。その場合は、予め設定した地区班での下校訓練を行う。

第8章 避難所施設対応基本方針

(避難所支援組織－初期対応)

第 25 条 震度 6 弱以上の地震が発生し、学校が地域の一次避難所としての対応をしなければならない場合は、初期の対応として以下のようにする。

- ① 校長は、避難所本部長となり、直ちに②～⑨のように避難所支援組織を編成する。
- ② 副校長を総括担当とし、現場での対応をとりまとめ、適切な指示を出させる。
- ③ 教務主任を開放施設明示担当者とし、本部長が決定する開放施設を避難者に明示させる。
- ④ 生活指導主任を避難者誘導担当とし、避難者の誘導に当たらせる。
- ⑤ 進路指導主任を名簿作成担当とし、避難者の受付と名簿の作成に当たらせる。
- ⑥ 養護教諭を救護担当とし、学校医等医療機関と連携を図りながら、けが人等の救護に当たらせる。
- ⑦ 各学年主任及び特別支援学級主任を備品及び開放施設整備担当とし、開放施設等の整備に当たらせる。
- ⑧ 学級担任を生徒担当とし、避難所設営時の生徒の指導、支援に当たらせる。
- ⑨ その他、必要に応じて係を任命し、避難所の運営に当たらせる。

(勤務時間外（夜間、休日）の場合)

第 26 条 震度 6 弱以上の地震が勤務時間外（夜間、休日）などに発生した場合は、学校にいる教員の中から主幹教諭、主任教諭、教諭の順で本部長を代行する。誰も教員がいない場合は、第一次出勤教育員が直ちに学校に向かい、学校に到着した者の中から、主幹教諭、主任教諭、教諭の順で本部長を代行する。

(地区防災との協力体制)

第 27 条 地区防災を中心とした避難所運営組織が設置された場合は、本部長は、円滑に避難所が運営できるように、地区防災と協力体制を敷く。

(施設管理責任者としての本部長)

第 28 条 本部長は、避難所の施設管理責任者として、避難所運営組織の本部運営を支援する。

(開放施設)

第 29 条 本部長は、直ちに学校内の開放施設について決定し、すみやかに避難所運営組織の担当者に伝えなければならない。その際に、以下の点に留意するものとする。

- ① 教育活動にできるだけ支障がないように考慮し、学校機能の早期回復がはかれる範囲での開放にする。
- ② 学校管理、教育活動再開のために次の施設は開放しない。
校長室、職員室、特別支援学級職員室、印刷室、放送室、保健室、事務室、用務室
- ③ 次の施設は、避難所として開放することが可能である。 次の施設は、避難所として開放することが可能である。
体育館、会議室
- ④ 次の施設は、避難所として開放することが可能ではあるが、教育活動に影響を及ぼさないために、できるだけ開放しないようにする。開放する場合は、1 階から行う。
普通教室、特別教室
- ⑤ 次の施設は、ボランティアの活動拠点とする。
PTA 室、ふれあいルーム

(避難所の運営期間)

第 30 条 本部長は、市教育委員会、市防災担当等と連絡をとりながら、避難所の設置期間、対応方法等についてめどを立て、避難所運営組織と折衝する。

第9章 学校教育活動再開へ向けた取組

（生徒の罹災状況の把握）

第31条 各担任は、電話連絡、家庭訪問などの手段を用いて、各家庭の罹災状況（生徒及び家族の負傷等状況、家屋の倒壊状況、学用品など物資の状況、生活状況等）の把握に努める。

（生徒の避難場所の把握）

第32条 教職員は、手分けをして、生徒の避難先を把握し、在住状況の一覧表を作成する。

（教職員等の罹災状況の把握）

第33条 副校長は、教職員等の罹災状況、避難場所などを把握し、校長に報告する。

（学校施設・設備の点検－教室関係）

第34条 各学年主任及び特別支援学級主任は、各学級の教室、特別教室、廊下等設備の安全を点検し、副校長に報告する。副校長は、可能な限り修復にあたる。

（学校施設・設備の点検－管理施設、インフラ関係）

第35条 主幹教諭は、学校教育再開に当たって次の設備について、安全性、機能について点検し、副校長に連絡する。副校長は、可能な限り修復にあたる。

- ① 校長室、職員室、特別支援学級職員室、印刷室、放送室、保健室、事務室、用務室
- ② 水道施設、便所、電気施設

（校内施設の点検結果）

第36条 副校長は、校内施設の点検結果を取りまとめ、校長に報告する。

（通学路の点検）

第37条 副校長は、PTA 役員、青少年対策委員などと連携し、通学路の安全確認をする。

（教育活動再開の決定）

第38条 校長は、教育環境の状況について副校長及び教職員等からの報告を受け、市教育委員会と協議の上、教育活動再開の時期を決定する。

（教育活動再開のための準備）

第39条 校長は、施設状況に応じて、短縮授業、合併授業、二部制授業などの実施方法や教育課程の修正など、再開のための準備をするよう教職員に指示を出す。教職員は、その指示を受け、準備を始める。

（生徒、保護者への連絡）

第40条 副校長は、生徒及び保護者へ授業再開のための連絡手段を検討し、学級担任に連絡させる。

（生徒のボランティア）

第41条 副校長は、主幹教諭に指示を出し、避難所への生徒のボランティア活動について、参加の可能性を探り、授業再開後への対応を準備する。

（生徒への心のケア対策）

第42条 副校長は、市教育相談室と連絡を取り、スクールカウンセラーなどによる生徒への心のケア対策を準備する。なお、教職員等の支援方法については、スクールカウンセラーなどの指導を受けてから行うことを周知する。

4 落雷発生時の対応

＊生徒と教職員の安全確保を最優先とする。

〈校内にいる場合〉

- (1) 窓や扉から離れ、カーテンを閉めてガラス片の飛散に備える。
- (2) パソコンや電子機器の電源を切り、コンセントからプラグを抜くことで感電や機器故障を防ぐ。

〈校庭や屋外にいる場合〉

- (1) 速やかに校舎内へ避難し、金属製の遊具・フェンス・自転車などから距離を取る。
- (2) 体育館は構造によっては避難に適さない場合があるため、事前に安全な避難場所を確認しておく。

〈授業中〉

- (1) 教員が点呼を行い、生徒の所在を把握する。
- (2) 移動中の学年や部活動生徒がいる場合は、担当教員が校内放送で連絡を受け、最寄りの安全な場所へ誘導する。

〈停電が発生した際〉

- (1) 慌てずに教員の指示に従い、階段利用時は必要に応じ懐中電灯を使用して転倒を防ぐ。

〈落雷が校舎や設備に被害を与えた可能性がある場合〉

- (1) 管理職は速やかに教育委員会へ報告し、必要に応じて消防・電力会社へ連絡する。
- (2) 生徒には被害箇所へ近づかないよう徹底し、再開可能な授業や活動については安全確認後に判断する。
- (3) 状況が落ち着いた後、教職員で対応を振り返り、改善点を共有する。

5 高温等の対応

〈熱中症対策〉

- (1) 教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずる。
- (2) 活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）や熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）等に基づき活動実施を判断する。

〈熱中症事故防止〉

- (1) 熱中症は未然に防止できることや、生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- (2) 活動中やその前後に、適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えるとともに、生徒同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行うよう指導する。
- (3) 空調設備を適切に活用し、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定する。
- (4) 文化部の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても熱中症事故が発生していることにも留意する。
- (5) 天候・気温、活動内容・場所、生徒の暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）等の状況により、活動量・内容・時間・場所を変更するなど、柔軟な対応を行う。なお、暑さ指数（WBGT）によっては、活動を中止又は延期すること。
- (6) 暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、生徒の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期する。
- (7) 生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導する。
- (8) 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行う。
- (9) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分や塩分の補給、体の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。

6 野生動物に関する対応

近年、全国的に野生動物による被害が深刻化しており、特に熊の出没が社会問題となっている。都内でも熊による被害が報告されている。熊の活動は秋（9～11月）に活発化し、校外学習や宿泊行事など山間部での活動時には遭遇リスクが高まる。熊への対応を危機管理の一環として位置づけ、生徒の安全確保に万全を期す必要がある。

＜未然防止策＞

- ・ 平時から自治体・警察・関係機関と連携し、役割分担や連絡体制を確認しておく。
- ・ 学級活動やホームルーム等で熊に関する安全指導を行い、保護者にも必要に応じて注意喚起を促す。

＜熊との遭遇を防ぐため事前予防＞

①入山前の準備等

- ・ 熊よけの装備品（熊鈴やホイッスル、ラジオ、クマ撃退用スプレー等）を携行し、人の存在を熊に知らせる。
- ・ 食べ物やゴミの管理を徹底し、匂いによる誘引を防ぐ。 ・ 可能な限り複数人で行動する。

②山行時（登山時・下山時）の注意点

- ・ 熊の痕跡（フン・足跡など）を発見した場合は引き返す。 ・ 見通しの悪い場所や沢沿いでは特に注意する。
- ・ 熊の活動が活発になる早朝・夕暮れの時間帯を避けて行動する。

③基本的な予防行動

- ・ 熊鈴を常に鳴らす。 ・ ラジオを大きめの音量で流す。 ・ 大きな声で会話しながら行動する。

＜熊と遭遇した場合の対応＞

落ち着いてゆっくり後退し、距離を取ることが基本である。

① 遠くに熊を確認した場合

- ・ 落ち着いて静かにその場を離れる。 ・ 熊を驚かせないように、大声や急な動きは避ける。

② 近くに熊がいる場合

- ・ 背中を見せず、ゆっくり後退して離れる。 ・ 熊撃退用スプレーを携行している場合は使用を検討する。

③熊に襲われそう・襲われた場合

- ・ 自身が風下とならないよう、風向きに気を付けて、熊の顔に向かって熊撃退スプレーを発射する。
- ・ 熊が攻撃して来たら、両腕で顔や頭部をカバーする。 ・ うつ伏せになって丸まり、地面に伏せて防御する。
- ・ 熊が子連れの場合、子熊には近づかず、そっと立ち去る。

7 保健室利用について

利用のきまり	1 学校での救急処置は、医療機関または保護者へ引き渡すまでの応急処置に止める。<u>継続処置や家庭でのけがの手当ては行わない。</u> 2 副作用および悪化防止のため、内服薬は与えない。 3 急病・大けが以外は極力休み時間に利用する。休み時間に来室する場合は、生徒本人が必ず次の授業の教科担任に伝えてから来室する。授業中の保健室利用は、教科担任が「保健室連絡カード（ブルーカード）」（資料 1）記入して来室する。 4 休養は最長 1 時間までとし、回復が見られない場合は早退を勧める。（※） 5 保健室での処置が長引いたり来室人数が重なるなどして極端に授業に遅れる場合や授業中に来室した場合は「保健室利用連絡票」（資料 2）を養護教諭が記入する。生徒は教科担任に「保健室利用連絡票」（複写式 2 枚目）を渡す。 6 保健室での給食指導は行わない。
早退について	1 まずは、養護教諭が担任もしくは学年教員へ連絡を入れ、「保健室利用連絡票」に早退する旨を記入し、生徒はそれを教科担任へ渡してから早退する。複写式 1 枚目の「保健室利用連絡票」は生徒が保護者へ渡す。 2 学級担任・学年教員もしくは養護教諭から保護者へ連絡を入れる。保護者が自宅に不在で、生徒が 1 人で早退する場合は、帰宅後必ず本人が学校と保護者へ連絡をする。
（休日・長期休業中を含む） 養護教諭不在時の対応	1 保健室は閉鎖し、学年教員あるいは顧問が対応すること。けがの手当ては職員室に設置してある救急セットで処置を行い、体調不良の生徒は、問診・検温等を行い、<u>症状によっては保護者連絡後、早退させる。</u> 2 保健室を緊急時対応において使用する場合は、必ず教員の管理下のもと使用する。その際、保健室の開閉は担当した教員が最後まで責任をもって行う。保健室の鍵を生徒へ貸し出すことは決してしない。<u>保健室にある備品（保冷剤・毛布など）を使用した際も必ず所定の場所へ戻し、保健室利用後は翌日養護教諭へ報告する。</u> 3 養護教諭不在時の大きな疾病・けがの対応もしくは医療機関を受診した場合は、翌日養護教諭へ報告する。 4 部活動においては、原則顧問が対応に当たる。
部活動での事故	1 顧問を中心に、職員室にいる教員で応急処置に当たる。 2 ケガの程度により以下の対応に配慮する。 ・ 応急処置をして家庭に連絡をする。 ・ 応急処置をして保護者へ引き渡す。 ・ 応急処置をして病院に引率し、保護者へ引き渡す。 3 顧問は、即日あるいは翌日に校長・副校長・担任・養護教諭へ報告する。

資料 1

保健室連絡カード	時 分
担任(教科)名	
月 日 年 組氏名	
頭痛 腹痛 気分不快 切傷 すり傷 捻挫 打撲 やけど	
その他()	
以上のような状態ですので保健室に連絡します。	

資料 2

保健室利用連絡票 保護者様

太枠内は本人が記入		年 組 氏 名
月 日 ()	症状 (けが)	症状 擦り傷 突き指 骨折の疑い 捻挫 打撲 切り傷 刺し傷 虫刺され やけど とげ 鼻血 その他()
保健室入室 時 分	部位 ()	いつ?()
朝学活 3校時休 6校時	発生場所()	原因?()
1校時 4校時 帰学活	原因()	
1校時休 給食時 清掃時	症状 頭痛 悪寒 吐き気 腹痛 咳 鼻水 気持ち悪い 貧血 その他()	
2校時 昼休み 放課後	○△×で記入	
2校時休 6校時 部活時	排便() 朝食() 服薬()	
3校時 5校時休	睡眠() (時 分から 時 分)	
現在の教科()	いつから調子悪い?()	
次の教科()	原因?()	
(平熱 度)		
連絡事項		
保健室退室 時 分		
保健室での処置		
1 安静・経過観察をしました。(体温 度) 2 応急処置をしました。洗浄・消毒・湿布・冷却・保温・固定 その他() 3 早退させます。連絡済 家庭 職場 連絡できませんでした。 迎えにきていただきます。 帰宅後連絡してください。TEL まで 経過観察をお願いします。 経過によっては専門医を受診してください。 受診された場合は、お知らせください。		

8 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

小平市では、生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済契約を結んでいます。（日本体育学校健康センターは、平成15年10月1日より「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」に名称が変わりました。）

（１）対象：全校生徒（掛金920円は全額市費負担。）

（２）対象となる範囲：学校管理下で災害にあった時

※医療費の本人負担が、1500円未満や大学病院などの初診料など給付金対象とならない場合もあり。

①授業中および休憩時間

②学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動・移動教室など）

③通常の経路・方法による登下校中

※治療を受けた生徒がいた場合は、担任・部活動顧問は管理職と養護教諭に報告する。

（３）給付の種類と給付金額

①医療費・・・ 保険診療の総医療費の4割給付。同一の負傷または疾病に関しては、支給開始後10年間支払われる。なお、総医療費には院外薬局での調剤料を含み、他に入院時の食事療法費が加算される。（総医療費が治療完了までに、1,500円未満は対象外。）

②障害見舞金・・・ 88万円から4,400万円まで14段階。

③死亡見舞金・・・ 3,300万円（ただし、通学中・運動などの行為と関連しない突然死は1/2の額となる。）

（４）手続きの方法

①負傷した本人が、担任・顧問または養護教諭に申し出を行い、「災害報告書 下書き」、「医療等の状況」（病院用と整骨院用がある）、「薬剤報酬明細書」（処方箋が出た場合）を受け取る。

②家庭および医療機関等で必要事項を記入のを行い、養護教諭に提出する。

③提出された書類を基に学校で「災害報告書」を作成し、申請書類とともに教育委員会へ提出する。

（５）給付金の支払い方法

給付金が届き次第、保護者指定の口座へ振り込む（振り込み手数料が別途かかる。保護者負担）。

給付金は、申請後2～3か月後に支払われる。

9 緊急を要する時の対応

保存用

小平第二中学校 保健室

救急車要請の基準

- ① 意識喪失の持続するもの
- ② ショック症状（顔面蒼白、呼吸が浅く速い、脈が弱く速い、皮膚が冷たく湿っている、ぐったりしているなど）の持続するもの
- ③ けいれんの持続するもの
- ④ 激痛の持続するもの
- ⑤ 多量の出血を伴うもの
- ⑥ 骨の変形をおこしたもの
- ⑦ 大きな開放創をもつもの
- ⑧ 広範囲の火傷を受けたもの
- ⑨ その他必要と認めたもの

校内の救急処置用具の場所

- ◆AED → 事務室 受付台の下
- ◆担架 → 保健室前・職員室前の廊下
- ◆車椅子 → 保健室
- ◆松葉杖 → 保健室
- ◆救急セット → 保健室・職員室(3年扉脇)
- ◆嘔吐物処理セット
→ 保健室・職員室(前方流し台の下)

タクシー	
小平交通	042-341-3030
美玉交通	042-341-5555
三和交通多摩	042-364-6000
三幸交通	042-384-2100

※事務室で「タクシー利用券」をもらう。2枚目の「利用者控」に生徒名等を記入後、事務室へ渡す。

医療機関

※ 受診の際は、必ず連絡を入れること。

内科校医【小平駅前いしかわ内科クリニック・石川将史先生】	042-344-0077 美園町 1-6-1 （土午後木休診）	むさしの病院	042-313-5520 小川東町 1-24-1
歯科校医【三浦歯科クリニック・三浦和宏先生】	042-345-5789 小川東町 1-30-9 （水休診）	公立昭和病院	042-461-0052 花小金井 8-1-1
眼科校医【あずま眼科医院・東雅美先生】	042-316-5334 学園東町 3-4-5 （木休診）	東大和病院	042-562-1411 東大和市南街 1-13-12
耳鼻科校医【やまぐち耳鼻咽喉科・山口秀樹先生】	042-316-7452 小川西町 4-15-8（土午後木休診）	多摩北部医療センター	042-396-3811 東村山市青葉町 1-7-1
学校薬剤師【アクア薬局・三澤祐大先生】	042-343-5920 小川西町 4-15-8-105	一橋病院	042-343-1311 学園西町 1-2-25（土午後休診）
吉村整形外科	042-345-6785 小川東町 1-18-29（水休診）	緑成会病院	042-341-3011 小川西町 2-35-1
鷹の台眼科	042-313-8916 小川町 1-972-7（金土午後休診）	東京都保健医療情報センター	医療機関案内・24時間対応 03-5272-0303
あかしあ脳神経外科	042-345-7444 仲町 425-12（土午後休診）	つくば中毒110番	365日24時間対応 029-852-9999

救急車要請の仕方

- ① 「局番なしの **119番**」
- ② 「火事ですか？救急ですか？」と聞かれるので、「救急です。」と告げる。
- ③ 「どうしましたか？」と聞かれるので、「病気です。」もしくは「事故です。」と答える。
- ④ 救急車を要請する住所を伝える。

小平市小川東町 1-17-1 小平市立小平第二中学校

- ⑤ 「どのような症状ですか？」と聞かれた場合は、**見たままの状態を簡潔に伝える。（傷病者数も。）**
- ⑥ 電話をしている本人の氏名と電話番号を伝える。

042-341-0244 （小平第二中学校）

- ⑦ 救急車のサイレンが聞こえたら、案内をする人を校門へ出して誘導する。
※ サイレンを鳴らさずに要請する場合もあります。

判断に迷うとき！

救急相談センター （24時間受付・年中無休）

#7119（携帯・PHS・プッシュ回線から）

*ダイヤル回線 または つながらないときは → 042-521-2323

- ・医療機関の案内 ・応急手当のアドバイス
- ・医療機関への交通案内 ・必要時は救急車出動

★ 救急隊経験者や看護師が24時間待機。必要に応じて、医師が適切なアドバイスをしてくれます。

小児科医師直通 アナフィラキシー対応ホットライン

（昭和病院・8:30～17:15・土休診）

042-452-3661 or 042-452-3633

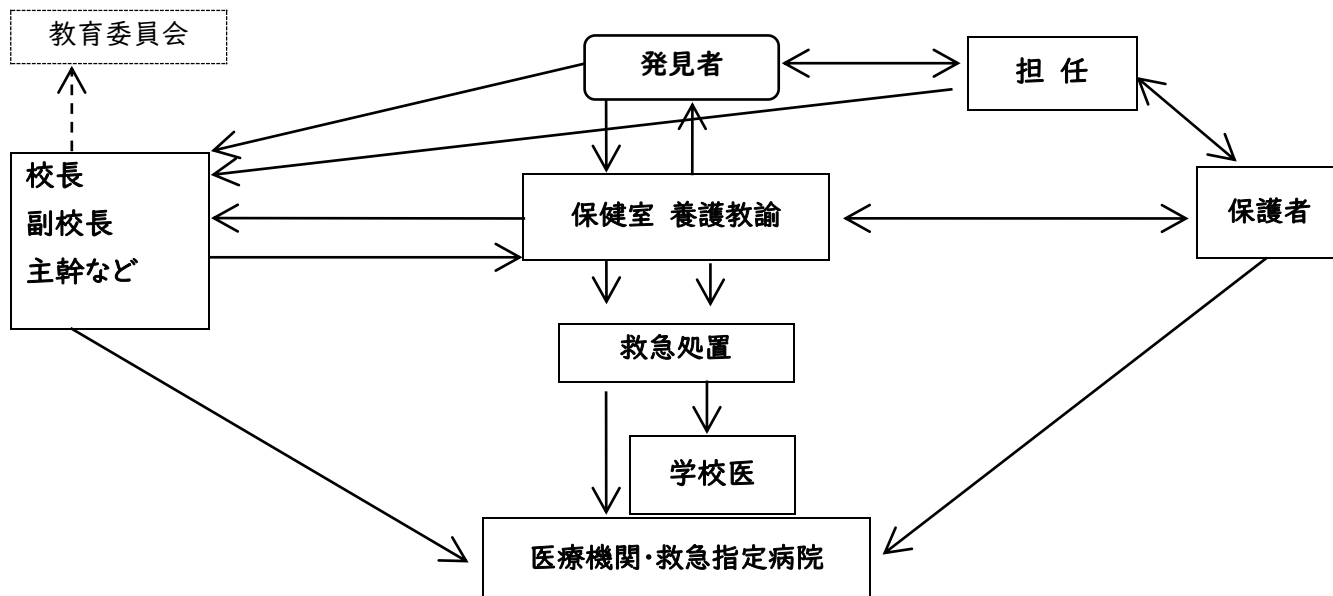
校内救急体制

『生死にかかわる』

大出血・呼吸停止・意識障害
心疾患の発作など

事故発生現場

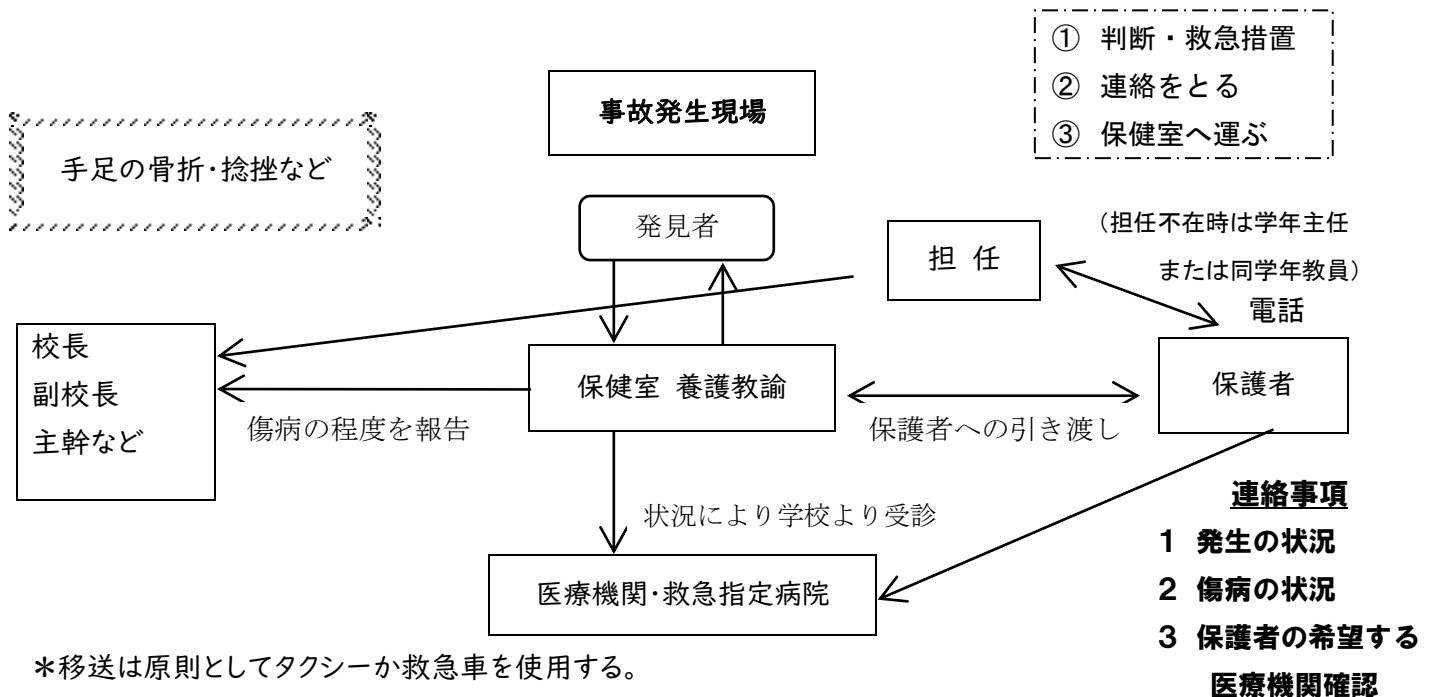
- ① 判断・救急措置
- ② 緊急連絡をとる
- ★いつ ★どこで
- ★何をしていて
- ★誰の ★どの部分が
- ★どうなったか



緊急時の役割分担

役 割	主な担当者	内 容
全体の指揮命令者	管理職	全体を把握し、対応に漏れがないかを確認する。 必要な対応を指示する。
傷病者の救急処置	複数名	傷病者を把握し、必要な救急処置をする。 ※１番最初に現場へかけつけた教職員は傷病者から離れず救急処置を行う。応援要請は近くにいる生徒に指示をする。
記録	１名	時系列で傷病者の体調の変化や対応内容を記録する。
AEDの手配	１名	事務室 受付台の下にある AED を取りに行く。
救急車の要請	１名	傷病者が見えるところで１１９番通報をする。 救急センターからの指導を対応者に伝える。
救急車・救急隊の誘導	１名	救急車進入路を確保し、救急隊を現場まで誘導する。
保健調査票の準備	１名	保健室にある保健調査票を準備する。
保護者連絡	１名	保護者へ概要や搬送先について連絡する。
関係者への聞き取り	複数名	状況などを聞き取り、情報を救急隊へ伝える。
他の生徒への対応	複数名	傷病者から遠ざけ、必要な指示を行う。

救急体制Ⅱ（多少時間にゆとりがある場合）



対応

養護教諭 在校時

- 養護教諭は、傷病の状況や程度を判断し、応急処置を行い、その状況を担任に連絡する。
保護者への連絡は、担任が行うことを原則とする。但し、担任不在時は学年主任・学年教員・養護教諭が
あたる。
- 生徒の引き渡しは校内または医療機関で行う。傷病の程度によっては、確定診断・処置が終了するまで
同行する。

養護教諭 不在時・放課後

- 担任・教科担任・部活動顧問・残留生徒監督者などの関係者が、養護教諭の任務を代行する。

連絡について

◎家庭へ

- ・傷病の状態を報告する。保護者にショックを与えないように言葉に注意する。
- ・けがの程度、起こした状況によって保護者に学校に来校してもらうか、医療機関で待ち合わせをする。
- ・かかりつけの病院を確認する。かかりつけの病院がない場合、学校が常時受診する医療機関でよいかを確認
する。病院での治療時は、保護者に極力立ち会ってもらうとよい。（後のトラブル防止のため）
- ・保険証を病院に持参するように伝える。

◎医療機関へ

- ・学校名、生徒氏名、年齢、生年月日を伝える。
- ・傷病の状態を説明し、診療の受け入れを確認する。
- ・受け入れを確認したら、病院到着までの所要時間を告げる。（あと〇〇分で到着します。）

※病院引率を必要とする場合は、授業時間帯の場合は養護教諭が付きそうが、学校を離れることができない場合は、学級担任・学年教員等が行う。放課後と部活動時間帯の場合は、部活動顧問・残留生徒監督者等が引率する。

救急時の事後措置

- ① 学級担任・部活動顧問・残留生徒監督者は、本人および一緒にいた生徒より災害発生の状況を聞き、管理職・関係職員・養護教諭へ報告する。
- ② 病院に来られない保護者に対して、家庭訪問・電話などで事故の状況を説明するとともに、結果報告をきちんと行う。
- ③ 加害者・被害者のあるような災害の場合、学級担任は双方の保護者に早急に連絡を取る。深刻なケースの場合は、学級担任・学年主任・管理職が家庭訪問し、生徒・保護者への対応に手落ちがないように配慮する。
- ④ 病院受診の大きな事故については、翌日に全教職員に経過報告する。
- ⑤ 大きな災害発生の場合、報道関係者やその他への対応は管理職とする。

【その他】

- ① 治療費は保護者が払う。

日本スポーツ振興センターの給付金の制度は、かかった医療費を所定の用紙に医療機関で記入してもらった後、学校から教育委員会へ申請して給付される。教育委員会に申請してから給付金が出るまで2～3ヶ月程かかる。その点については保護者に了解を得る必要がある。

保護者と連絡が取れない、また連絡が取れても病院の会計に間に合わない場合は以下のどちらかの方法をとる。

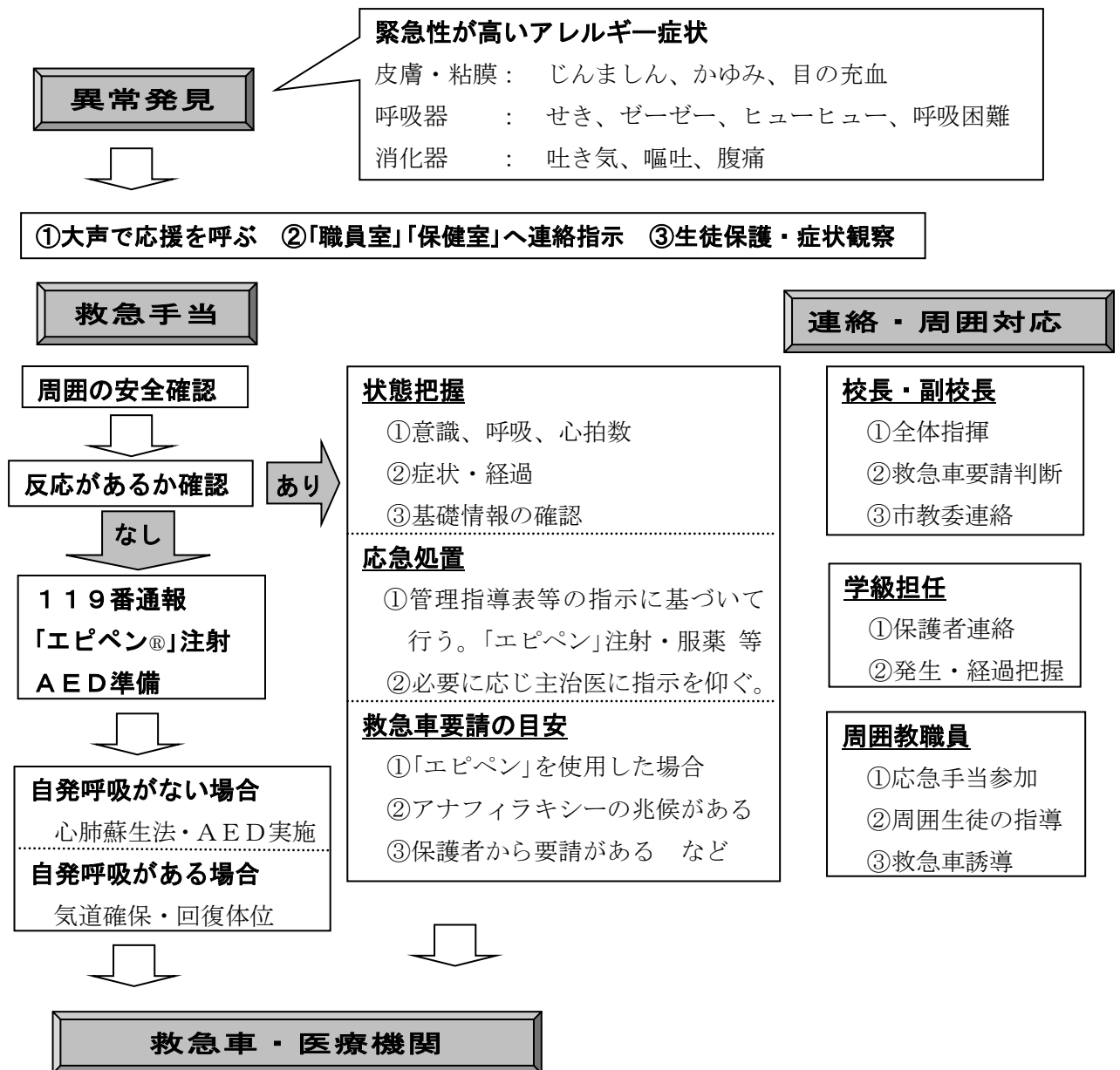
ア) 病院には、後で保護者が支払いに来ることを伝えその場で支払いは行わない。保護者には、病院に医療費を直接支払ってもらうように伝える。

イ) 病院より保証金を請求された場合は、病院より領収書を受け取る。後で保護者に病院の領収書を渡し、立て替えたお金を受け取る。

- ② 移送について

医療機関に行く時はタクシー券(2枚複写式)を利用する(事務室または保健室保管)。区間は、学校と医療機関のみ利用できる。タクシー使用後、必ず2枚目の「利用者控」を事務室へ提出する。

10【アナフィラキシーショックを起こした生徒を発見したときの対応】



公立昭和病院 小児科医師直通 アナフィラキシーホットライン

042-452-3661 または

042-452-3663 (平日 8:30~17:15)

【連絡内容】

- ① 「学校名」 小平市立小平第二中学校
- ② 「現在の症状」 例) ぐったりしている。呼吸困難。顔面蒼白。嘔吐。など
- ③ 「誤食の場合」 ・誤食した食材名と大体の量 ・処方されている薬の情報
- ④ 「昭和病院に救急搬送する場合」 ・生徒氏名 ・年齢 ・性別 ・生年月日 ・体重